平成13年3月23日規則第8号

改正

平成15年3月31日規則第20号 平成18年3月20日規則第9号 平成18年3月31日規則第26号 平成18年6月30日規則第39号 平成19年3月30日規則第39号 平成20年6月30日規則第36号 平成20年6月30日規則第36号 平成21年3月30日規則第25号 平成22年3月31日規則第25号 平成23年3月31日規則第29号 平成24年3月30日規則第34号 平成25年3月29日規則第27号 平成25年9月30日規則第27号 平成25年9月30日規則第82号 平成28年3月31日規則第24号

吹田市立障害者支援交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立障害者支援交流センター条例(平成19年吹田市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び利用日)

- 第2条 条例第5条に規定する事業を利用することができる時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを短縮し、又は延長することができる。
- 2 前項の事業を利用することができる日(以下この項において「利用日」という。)は、次に掲 げる日以外の日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に利用日を設け、 又は利用を休止することができる。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 3 条例第11条に規定する事業を利用することができる日は、12月29日から翌年の1月3日までの 日以外の日とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(事業)

- 第3条 条例第5条第4号の市長が必要と認める事業は、次に掲げる事業とする。
 - (1) 健康指導に関すること。
 - (2) 手芸、工作その他の創作的活動の提供に関すること。
 - (3) 福祉に関する社会奉仕活動を行う者の育成に関すること。
 - (4) 障害及び障害者に対する理解の啓発に関すること。
- 2 条例第11条第3号の市長が必要と認める事業は、宿泊訓練事業とする。

(費用の徴収等)

- 第4条 条例第8条第2項の規定による費用の徴収は、吹田市身体障害者福祉法施行細則(昭和62 年吹田市規則第27号)又は吹田市知的障害者福祉法施行細則(昭和62年吹田市規則第28号)に定 めるところによる。
- 2 条例第8条第3項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる身体障害者又は知的障害者 (以下「身体障害者等」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第1号に該当する身体障害者等のうち、身体障害者等及び身体障害者等と同一の世帯に属する配偶者について食事の提供を受けた月の属する年度(その月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の市町村民税(特別区民税を含む。)の所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額を合算した額が16万円以上である者 1食につき500円
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第1号 に該当する身体障害者等(前号に該当する者を除く。)又は同項第2号から第4号までに該当 する身体障害者等 1食につき350円
- 3 条例第15条第2項に規定する規則で定める額は、事業の所要時間の時間数に111円を乗じて得た額(所要時間が8時間を超える場合にあっては、890円)とする。
- 4 前項の事業の所要時間に端数がある場合における当該端数に係る部分の額は、当該端数が10分 未満であるときは切り捨て、10分以上40分未満であるときは55円とし、40分以上であるときは111 円とする。

- 5 条例第15条第3項の規定による費用の徴収は、吹田市身体障害者福祉法施行細則又は吹田市知 的障害者福祉法施行細則に定めるところによる。
- 6 条例第15条第4項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号 に定める額とする。
 - (1) 第2項第1号に掲げる者 次のア及びイに定める額
 - ア 朝食 1食につき280円
 - イ 昼食又は夕食 1食につき500円
 - (2) 第2項第2号に掲げる者 次のア及びイに定める額
 - ア 朝食 1食につき200円
 - イ 昼食又は夕食 1食につき350円

第5条 削除

(使用許可を必要とする施設)

- 第6条 条例第17条の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 作業室1
 - (2) 日常生活訓練室
 - (3) 研修室兼多目的ホール
 - (4) 食堂1
 - (5) 会議室1
 - (6) プール
 - (7) 介助浴室

(使用日及び使用時間)

第7条 前条に掲げる施設を使用することができる日(12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。以下この項において同じ。)及び時間は、次のとおりとする。

施設名	使用することができる日	使用することができる時間
作業室1、日常生活訓練室、研修室	日曜日及び土曜日	午前9時から午後10時まで
兼多目的ホール、食堂1及び会議室 1		午後6時から午後10時まで
プール及び介助浴室	日曜日及び土曜日	午前10時から午後4時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に使用することができ

る日を設け、若しくは使用を休止し、又は使用することができる時間を短縮し、若しくは延長することができる。

(使用の申請)

- 第8条 第6条に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、プール及び介助浴室を使用しようとする者は、使用しようとする日の当日に使用簿に必要事項を記載することにより、これに代えることができる。
 - (1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあっては、担当者の氏 名(以下「申請者の氏名等」という。)
 - (2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数並びに物品販売の有無(以下「使用日時等」という。)
- 2 前項本文の規定による申請は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下この項において「使用日」という。)の前1月に当たる日の属する月の初日から使用日の前日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書等の交付及び提示)

- 第9条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めると きは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。
- 2 市長は、使用簿に記載された内容を適当と認めるときは、使用券を交付することにより、使用 許可書の交付に代えるものとする。
- 3 使用許可書の交付を受けた者(以下「専用使用者」という。)は、第6条に掲げる施設(プール及び介助浴室を除く。以下同じ。)を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。
- 4 使用券の交付を受けた者は、入退場時にその使用券を提示しなければならない。 (使用期間)
- **第10条** 第6条に掲げる施設を引き続き使用することができる期間は、3日間とする。ただし、市 長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の設置等)

第11条 第6条に掲げる施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長が必要があると認めるときは、当該設備又は器具の内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付しなけ

ればならない。

- 2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- 3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。 (使用内容の変更)
- 第12条 専用使用者は、使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用 内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。
 - (1) 申請者の氏名等
 - (2) 許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由
- 2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認める ときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。

(使用の取消し)

- 第13条 専用使用者は、第6条に掲げる施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名等
 - (2) 許可を受けた使用日時等
 - (3) 取消しの理由

(使用者の守るべき事項)

- 第14条 専用使用者及び使用券の交付を受けた者(以下これらを「使用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
 - (2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
 - (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - (4) その他職員の指示に従うこと。

(入室の要求)

第15条 職員が吹田市立障害者支援交流センター(第19条において「センター」という。)の管理 上必要がある場合において入室を要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第16条 専用使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員 にその旨を申し出て点検を受けなければならない。 (損傷等の届出)

第17条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(申請書等の様式)

第18条 この規則に規定する申請書等の様式は、福祉部長が定める。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附則

この規則は、平成13年5月1日から施行する。ただし、第6条、第8条、第9条第1項、第10条から第13条まで、第18条、様式第1号及び様式第3号から様式第6号までの規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日規則第20号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

附 則 (平成18年3月31日規則第26号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の吹田市立障害者支援交流センター条例施行規則第4条の規定は、平成 18年7月1日以後に食事の提供を受けた者について適用し、同日前に食事の提供を受けた者につ いては、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月30日規則第39号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月17日規則第66号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の吹田市立障害者支援交流センター条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成19年4月1日以後に食事の提供を受けた者について適用し、同日前に食事の提供を受けた者については、なお従前の例による。

(平成19年4月1日から同年6月30日までの間における費用の徴収の特例)

3 平成19年4月1日から同年6月30日までの間に食事の提供を受けた者に係る新規則第4条の規 定の適用については、同条第2項第1号中「16万円」とあるのは、「10万円」とする。

附 則 (平成20年6月30日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の吹田市立総合福祉会館条例施行規則第6条の規定及び第2条の規定による改正後の吹田市立障害者支援交流センター条例施行規則第4条の規定は、平成20年7月 1日以後に食事の提供を受けた者について適用し、同日前に食事の提供を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月30日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則 (平成22年3月31日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の吹田市立障害者支援交流センター条 例施行規則第4条第3項及び第4項の規定は、平成21年10月1日から適用する。

附 則 (平成23年3月31日規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の吹田市立障害者支援交流センター条例施行規則第4条第3項及び第4 項の規定は、平成23年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使 用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月30日規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の吹田市立障害者支援交流センター条例施行規則第4条第3項及び第4 項の規定は、平成24年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使 用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月29日規則第27号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日規則第82号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の吹田市立障害者支援交流センター条例施行規則第4条第3項の規定は、 平成25年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料について は、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。